

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月10日提出

【計算期間】 第6期計算期間（自 平成19年12月20日 至 平成20年12月19日）

【ファンド名】 住信 LSオープン  
（以下「本ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

【発行者名】 住信アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 平田 誠一

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲2丁目3番1号

【事務連絡者氏名】 投信業務部長 橋詰 廣志

【連絡場所】 東京都中央区八重洲2丁目3番1号

【電話番号】 03-6259-3801

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、わが国の株式を主要投資対象として、投資魅力度が高いと判断される銘柄群を買い付ける（ロング）一方で、当該銘柄群に比較して相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群については売付（ショート）を行い、株式市場全体の騰落の影響を極力抑制しながら、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

なお、信託金の限度額は、3,000億円とします。ただし、委託者は、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

#### [ファンドの特色]

##### ・主要投資対象は日本株式

##### ・ロングポジションとショートポジションの組み合わせ

投資魅力度が高いと判断される銘柄群を買い付ける（ロング）一方で、買い付け銘柄群と比較して相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を売り付ける（ショート）ことで収益を追求します。原則として、現物株式の買付と、一般信用取引による売建で、ポートフォリオを構築します。

##### ・マーケット・ニュートラル戦略

- ・本ファンドの収益が、株式市場全体の騰落に大きく影響されないように、ロングポジションとショートポジションの投資金額や業種構成比等を極力近づけるマーケット・ニュートラル戦略をとりま
- す。
- ・株式へのグロスの投資額は、通常、純資産総額の0.8～1.3倍を中心にコントロールすることを原則と
- します（最大1.5倍まで）。
- ・株式へのネットの投資額は、純資産総額の±10%の範囲内とします。
- ・ロングとショートの組み合わせは、原則として同一セクター 内で行います。

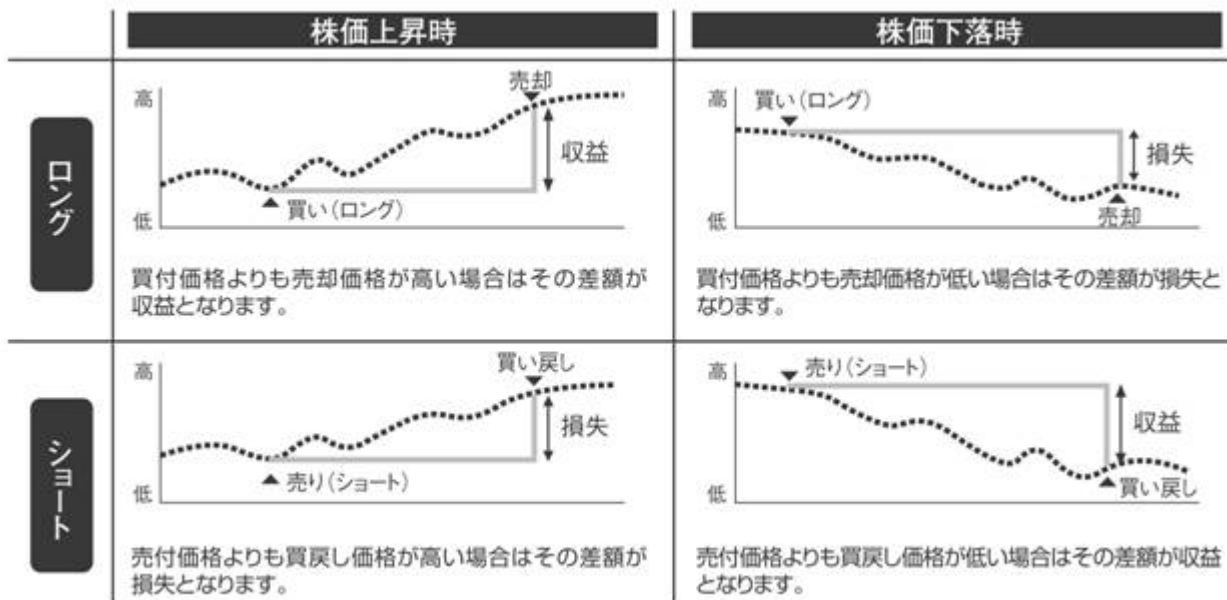
東証33業種をベースとした住信アセットマネジメント株式会社独自の中分類

##### マーケット・ニュートラル戦略とは？

市場全体の動きに対する影響度を出来る限りゼロに近づけ、市場全体の騰落に左右されない収益機会を見出す投資手法のこと。

- ・株式市場全体の騰落に左右されずに、安定して収益を獲得することを目指します。
- ・《現物株式の買付》と《一般信用取引の売建》を組み合わせます。
- ・株式市場全体の影響を限りなく小さくするようにつとめます。

##### ロング、ショートにおける損益の発生例



上記の図はイメージであり、運用成果を示唆あるいは保証したり、その正確性、完全性を保証するものではありません。

・住友信託銀行の助言

住友信託銀行のアナリスト情報をフル活用します。

[ ファンドの商品分類 ]

本ファンドは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。本ファンドの商品分類・属性区分に該当しない定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信	(ロング・ショート型)
		その他資産 ( )	
		資産複合	

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

[ 分類における定義 ]

分類項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型 （ロング・ショート型）	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。なお、ロング・ショート型とは、目論見書または投資信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル	ブル・ベア型
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券			条件付運用型
一般	年6回 （隔月）	欧州	
公債		アジア	ロング・ショート型
社債	年12回 （毎月）	オセアニア	
その他債券 クレジット属性 （ ）	日々	中南米	その他 （ ）
不動産投信	その他 （ ）	アフリカ	
その他資産 （投資信託証券）		中近東 （中東）	
資産複合 （ ）		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

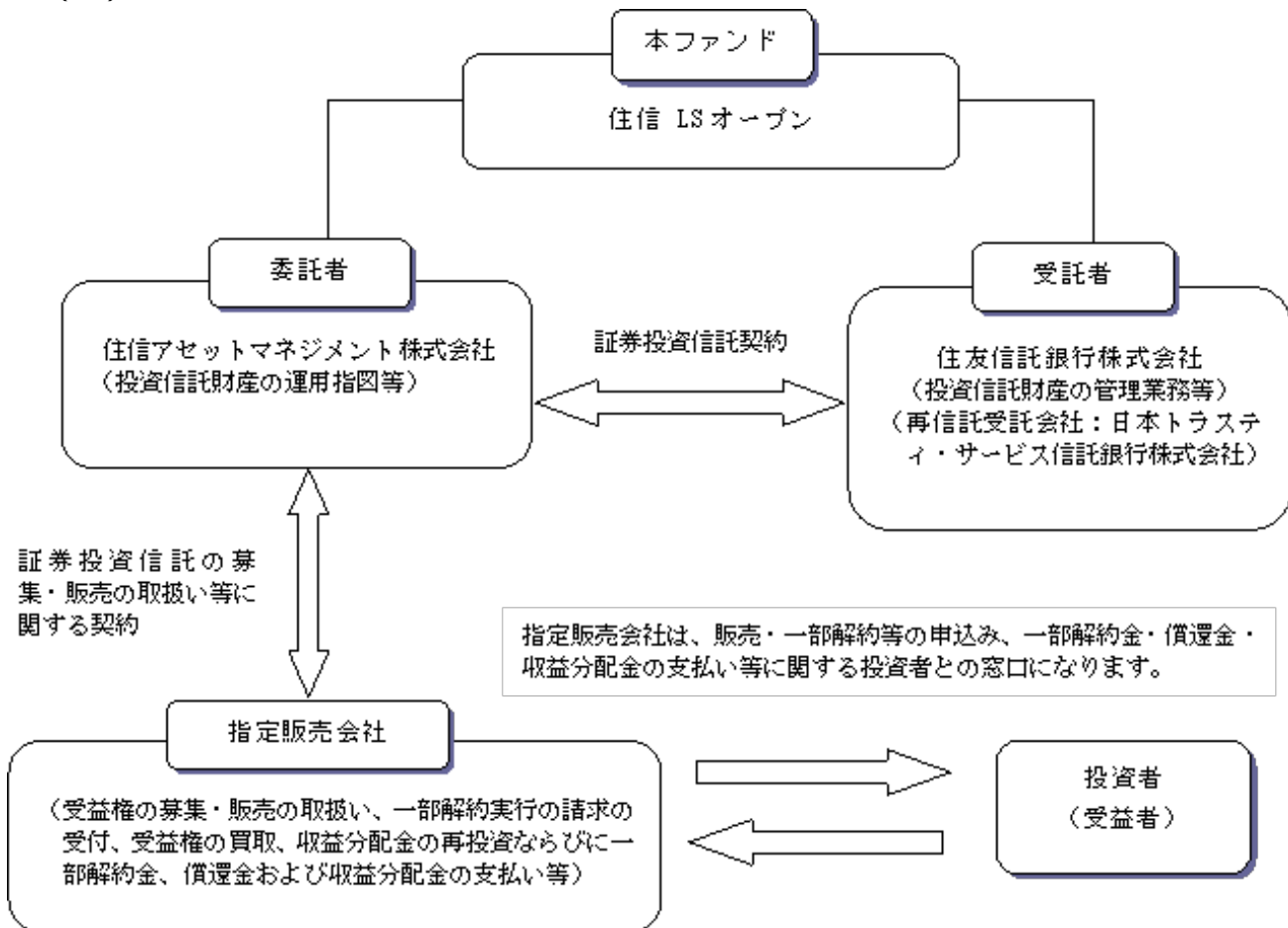
## [ 区分における定義 ]

区分項目	該当区分	定義
投資対象資産	株式 一般	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として株式一般（大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。）である旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型	ロング・ショート型	目論見書または投資信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
-----	-----------	---

## (2) 【ファンドの仕組み】

## (イ) ファンドの関係法人図



## (ロ) 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

## 受託者との投資信託契約

受託者とは、受益者の利殖に資する目的で、投資信託約款の通り投資信託契約を締結しております。

## 指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託者は、指定販売会社に対し、次の業務を委託し、指定販売会社はこれを引き受けます。

- 1) 受益権の募集・販売の取扱い
- 2) 追加設定の申込受付事務
- 3) 受益者に対する収益分配金の再投資事務
- 4) 受益者に対する一部解約等の事務
- 5) 受益者に対する受益権の買取
- 6) 受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務
- 7) 受益者に対する運用報告書の交付
- 8) その他上記の業務に付随する業務

指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。指定販売会社が引き受ける業務については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

< お問い合わせ先 >

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.sumishinam.co.jp/

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

## （八）委託会社等の概況

### 資本金

平成20年9月末日現在 3億円

### 会社の沿革

昭和61年11月 1日 住信キャピタルマネジメント株式会社設立

昭和62年 2月20日 投資顧問業の登録

昭和62年 9月 9日 投資一任契約に係る業務の認可

平成 2年10月 1日 住信投資顧問株式会社に商号変更

平成11年 2月15日 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成11年 3月25日 証券投資信託委託業の認可

平成19年 9月30日 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

### 大株主の状況（平成20年9月末日現在）

名 称	住 所	持株数	持株比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	1,800株	30.0%
すみしん不動産株式会社	東京都中央区八重洲2-3-1	1,500株	25.0%
住信保証株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信カード株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信情報サービス株式会社	大阪府豊中市新千里西町1-1-3	300株	5.0%
合計		6,000株	100.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### （イ）基本方針

本ファンドは、わが国の株式を主要投資対象として、投資魅力度が高いと判断される銘柄群を買い付ける（ロング）一方で、当該銘柄群に比較して相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群については売付（ショート）を行い、株式市場全体の騰落の影響を極力抑制しながら、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

#### （ロ）運用方法

##### 主たる投資対象

わが国の取引所に上場されている株式ならびに取引所に準じる市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

##### 投資態度

- 1) わが国の株式の中から、企業の収益成長性や割安度等を総合的に考慮し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し（下記6）に定める先物取引等による買建も含みます。以下「ロングポジション」といいます。）、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付を行う（下記6）に定める先物取引等による売建も含みます。以下「ショートポジション」といいます。）ことで、その銘柄群間で生じる騰落率の格差を主な収益源泉として追求します。
- 2) 銘柄ごとの投資魅力度の判断に際しては、原則として同一業種内の銘柄間で相対的な比較を行い、同一業種内においてポジションがロングあるいはショートの片方に大きく偏らないようにコント

ロールします。(「業種」は東証33業種分類をもとに、委託者が独自に作成した分類を用います。)

- 3)投資助言者である住友信託銀行のアナリストから提供を受けた調査対象企業に関する業績予想数値、アナリスト評価レーティング情報に、割安度判断やテクニカル判断を加えてポートフォリオを組成します。割安度判断では主としてPERやPBR、テクニカル判断では主として株価の移動平均線乖離率や銘柄間相対株価推移等を基準とします。
- 4)ロングポジションの投資額にショートポジションの投資額を加算した株式への総投資額は、通常、投資信託財産の純資産総額の80～130%を中心にコントロールすることを原則とします。
- 5)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- 6)投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

## (2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)
  - イ.有価証券
  - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第26条に定めるものに限りません。)
  - ハ.金銭債権
  - ニ.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ.為替手形

委託者は、信託金を、主として次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証券
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10.コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

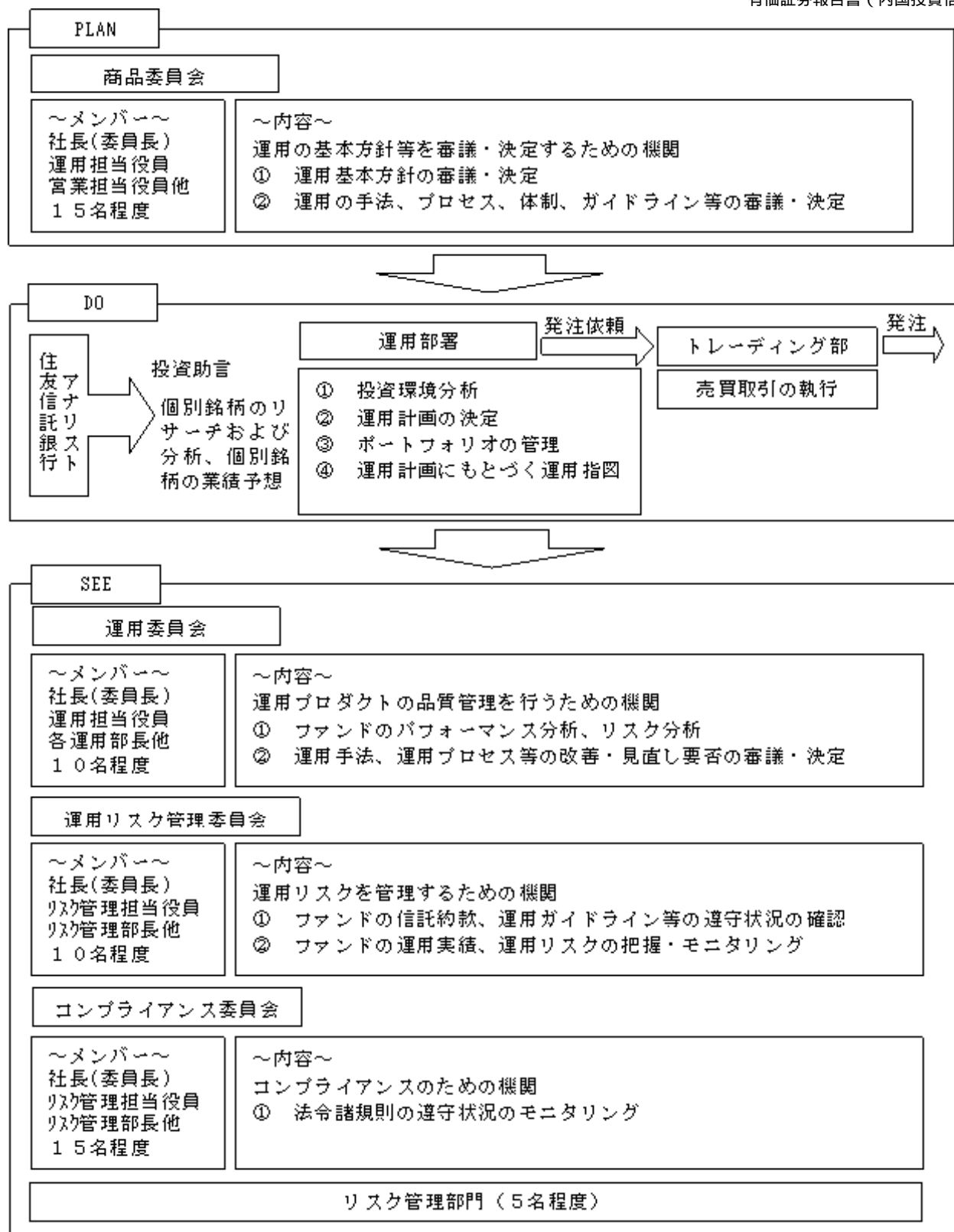
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記 第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) 【運用体制】

本ファンドの運用体制は以下の通りです。

記載された体制、会議・部署の名称、人員等は、本書提出日現在のものであり、今後変更されることがあります。



## [ PLAN(計画) ]

ファンドの運用基本方針、運用手法、運用プロセス等は、社長を委員長とし、運用担当役員、営業担当役員、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成される商品委員会において決定されます。

## [ DO(実行) ]

ファンドの運用計画は、商品委員会において決定された運用基本方針、運用手法、運用プロセス、運用ガイドライン等に則り、各運用部において、ファンドマネジャーによって起案され、各運用部長が決定します。ファンドマネジャーは、運用計画に沿って運用の指図を行います。

売買取引の執行は、運用部署から独立したトレーディング部署が行います。

## [ SEE(検証) ]

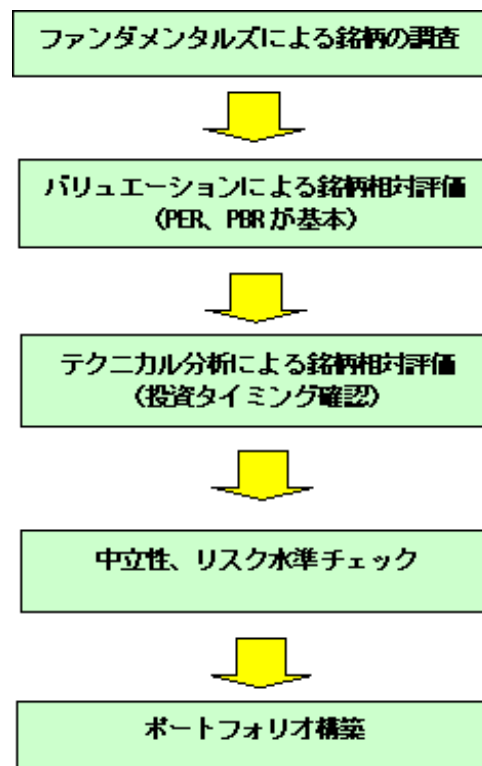
毎月開催される運用委員会において、ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析を通じて、運用プロダクトのクオリティーコントロールを行います。

また、ファンドの信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況の確認、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリングを行う機関として、運用リスク管理委員会を毎月開催します。運用リスク管理委員会は、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長等10名程度で構成されます。

また、法令諸規則等遵守状況は、コンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会は、原則として毎月開催され、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成されます。

なお、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリング、法令諸規則や信託約款等の遵守状況の確認は、運用部署から独立したリスク管理部が行います。（5名程度）

運用部門における具体的な投資プロセスは以下の通りです。



## (4) 【配分方針】

## (イ) 配分方針

毎決算時（毎年12月19日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）に、原則として、以下の方針にもとづき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての配分方針

委託者が、基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

## (ロ) 収益の分配

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### （八）収益分配金の支払い

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。収益分配金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

本ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### （5）【投資制限】

##### （イ）投資信託約款にもとづく投資制限

- 1) 株式への純投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の - 10% から + 10% までの範囲内とします。純投資割合が当該範囲を超えた場合には、すみやかに調整するものとします。なお、ここでいう「純投資割合」とは、投資信託財産におけるロングポジションの時価総額とショートポジションの時価総額を差引して得られる額を、投資信託財産の純資産総額で除して得た割合をいいます。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 2) 株式への総投資額は、原則として投資信託財産の純資産総額に100分の150の率を乗じて得られる額以下とします。総投資額が当該範囲を超えた場合には、すみやかに調整するものとします。なお、ここでいう「総投資額」とは、投資信託財産におけるロングポジションの時価総額にショートポジションの時価総額を加算して得られる合計額をいいます。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 3) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 4) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 5) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し

- 得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
  - 7) 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
  - 8) 信用取引による同一銘柄の株式の売付は、取引時において当該売付に係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
  - 9) 外貨建資産への投資は行いません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
  - 10) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第22条）
  - 11) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図することができるものとします。信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第25条）
  - 12) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。（投資信託約款第26条）
  - 13) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。（投資信託約款第27条）
    1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - 14) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売り付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図することができるものとし、売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第28条）
  - 15) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができ、この指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第29条）
  - 16) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール

市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。(投資信託約款第37条)

#### (ロ) 法律等で規制される取引等

委託者は、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める運用上の禁止行為または規制事項のうち後記される利害関係人との取引制限を除く主なものは以下の通りです。

< 同一の法人の発行する株式への投資制限 > (投資信託及び投資法人に関する法律)

運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一法人の発行する株式に係る議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図してはならない。

< デリバティブ取引に係る投資制限 > (金融商品取引業等に関する内閣府令)

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはならない。

### 3【投資リスク】

#### (1) 本ファンドのもつ主なリスク

投資信託商品はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また、収益や利回り等も未確定の商品です。従いまして、以下に記載する本ファンドのリスク要因を充分にご理解頂いたうえで、本ファンドの受益権への取得申込みを行ってください。

(イ) 本ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、また、第一種金融商品取引業を行う者以外でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本ファンドは、元本が保証されているものではないために、投資した資産の減少を含むリスクは、本ファンドの受益者に帰属します。

(ロ) 本ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスク要因としては、主として次のようなものがあります。

##### 1) 価格変動リスク

・本ファンドは、組み入れた有価証券等の値動きにより基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

##### (株価変動リスク)

・本ファンドは、株式に投資を行います。組み入れた株式の価格は、発行企業の業績や国内外の経済情勢等により変動します。株式の価格変動により基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。

## 2)信用リスク

- ・組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、コール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

## 3)その他のリスク

- ・本ファンドでは、ロングポジションとショートポジションを組み合わせるポートフォリオを組成します。したがって、ロングポジションのみのファンドとはリターン・リスク特性が異なり、本ファンドでは、ロングポジションの資産価値が上昇しても、ショートポジションの損益次第では、本ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。また、ロングポジションで組み入れた銘柄の株価とショートポジションで売り建てた銘柄の株価とが同一方向に動いている場合には、本ファンドのリスクはある程度限定されますが、それぞれの株価が逆方向に動いている場合には、本ファンドの基準価額は大きく変動します。特にロングポジションで組み入れた銘柄の株価が下落し、同時にショートポジションで売り建てた銘柄の株価が上昇した場合には本ファンドの基準価額は大幅に下がる可能性があります。

## (2)リスク管理体制

## (イ)投資リスクに関する管理基準

基本方針を遵守した運用を行うため、ファンドごとにリスク管理項目を規定しています。

運用の基本方針	投資信託約款等にしたがって、ファンド運用上遵守すべき基本事項を定めたもの
運用ガイドライン	運用の基本方針にもとづき、運用目標やリスク管理目標等の、ファンドの運用管理基準を定めたもの

## [本ファンドのリスク管理基準]

市場リスク（株式市場全体の株価変動リスク）に対する中立性（ニュートラルリティ）を確保するため、特に次の項目をチェックします。

- ・ロングポジションの投資比率とショートポジションの投資比率の差
- ・リスクモデルを用いたロング・ショート合成ポジションのリスク特性分析

## (ロ)リスク管理体制

明確なPLAN-DO-SEEプロセスにより、投資リスクの管理を行っています。

本ファンドのリスク管理体制は前記「2投資方針 (3)運用体制」に記載されている通りです。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

- (イ) 申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。本書提出日現在の申込手数料率の上限は3.15%（税抜3.00%）です。申込手数料については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

- (ロ) 「償還乗換え」により本ファンドの取得申込みをする場合は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する部分については無手数料（本書提出日現在）で申込みを受け付けます。申込金額が償還金額を超える場合、超過部分の金額については、前記（イ）に定める申込手数料率を上限として指定販売会社が定める料率により計算された手数料をお支払いいただきます。指定販売会社によっては「償還乗換え」の取扱いを行わない場合があります。「償還乗換え」の取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記（イ）に記載されている先と同じです。
- (ハ) 指定販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った当該指定販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該指定販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取に係る売却代金またはご解約金をもって、当該指定販売会社が別に定める期間以内に、本ファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を、前記（イ）に定める申込手数料率を上限として独自に定めることができます。指定販売会社によっては当該取扱いを行わない場合があります。当該取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記（イ）に記載されている先と同じです。
- (ニ) 自動けいぞく投資契約にもとづき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬総額	配分		
	委託者	指定販売会社	受託者
純資産総額に対して 年率1.6800% (税抜1.60%)	純資産総額に対して 年率0.7875% (税抜0.75%)	純資産総額に対して 年率0.7875% (税抜0.75%)	純資産総額に対して 年率0.1050% (税抜0.10%)

信託報酬は信託期間を通じて毎日計算し、投資信託財産の費用として計上します。

上記により日々計算された信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

- (イ) ご解約時には、解約請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として当該基準価額から控除します。

「信託財産留保金」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。以下同じ。

- (ロ) 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（消費税等を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。投資信託約款の定めにもとづいて、資金の借入れを行う場合の利息も同様です。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。

- (ハ) 証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料（消費税等を含みます。）または税金、先物・オプション取引に要する費用（消費税等を含みます。）、組入資産の保管に要する費用（消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。

- (ニ) 投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき

き、投資信託財産中から支弁します。なお、費用の計算方法および支弁時期は本書提出日現在のもの  
であり、今後変更されることがあります。

#### (5)【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、平成21年1月末日現在の税法にもとづき、以下の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

##### (イ) 個人の受益者に対する課税

###### ・解約益・償還益・収益分配金

個人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、配当所得として課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の取扱いとなります。

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となります。ただし、平成21年および平成22年において、他の上場株式等（上場株式、上場ETF、上場REITおよび公募株式投資信託等を含みます。以下同じ。）を含めた配当所得の合計額が年間100万円を超える場合には確定申告が必要となります。この場合、総合課税に替えて申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。（平成23年以降は、金額に関らず20%（所得税15%および地方税5%）となります。）

換金時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成21年および平成22年において、その年における他の上場株式等を含めた譲渡所得の合計額のうち500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については、20%（所得税15%および地方税5%）となります。（平成23年以降は、金額に関らず20%（所得税15%および地方税5%）となります。）なお、平成21年および平成22年において、特定口座（源泉徴収あり）を利用している場合でも、その年における他の上場株式等を含めた譲渡所得の合計額が500万円を超える場合には確定申告が必要となります。

##### < 損益通算について >

ご解約による換金および償還により発生した損益、買取請求による換金を行った際の譲渡損益は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の譲渡損益および配当所得と通算することができ、また、控除しきれない損失金額については、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。

詳しくは指定販売会社にお問い合わせください。

##### (ロ) 法人の受益者に対する課税

###### ・解約益・償還益・収益分配金

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびにご解約による換金時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは、7%（所得税7%）の税率により源泉徴収されます。（地方税はありません。）源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

平成21年4月1日以降は、税率は15%（所得税15%）となります。

###### ・買取請求による譲渡益

法人受益者による買取請求による譲渡益については、全額が法人税の課税対象となります。

##### 個別元本について

- 1)追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う

つど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- 3)受益者が同一ファンドの受益権を複数の指定販売会社で取得する場合には、各指定販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一指定販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4)受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。)

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

(平成21年1月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	227,283,500	64.48
国債証券	日本	59,925,798	17.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		65,257,737	18.51
合計(純資産総額)		352,467,035	100.00

(注)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (2)【投資資産】(平成21年1月30日現在)

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a. 投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第551回政府短期証券		50,000,000	99.86	49,934,840	99.86	49,934,840	0	2009/05/15	14.17
日本	株式	あいおい損害保険	保険業	35,000	387.00	13,545,000	448.00	15,680,000			4.45
日本	株式	関西電力	電気・ガス業	6,000	2,590.00	15,540,000	2,485.00	14,910,000			4.23
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	2,200	6,688.09	14,713,803	6,150.00	13,530,000			3.84
日本	株式	大林組	建設業	31,000	489.00	15,159,274	430.00	13,330,000			3.78
日本	株式	住友商事	卸売業	16,000	733.00	11,728,000	831.00	13,296,000			3.77
日本	株式	三浦工業	機械	5,000	2,051.68	10,258,407	2,095.00	10,475,000			2.97
日本	国債証券	第562回政府短期証券		10,000,000	99.90	9,990,958	99.90	9,990,958	0	2009/07/10	2.83

日本	株式	中部電力	電気・ガス業	3,800	2,705.00	10,279,000	2,570.00	9,766,000			2.77
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	8,000	1,297.00	10,376,000	1,160.00	9,280,000			2.63
日本	株式	ベルク	小売業	10,400	935.54	9,729,616	875.00	9,100,000			2.58
日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	32,000	293.00	9,376,000	269.00	8,608,000			2.44
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	3,100	2,545.00	7,889,500	2,435.00	7,548,500			2.14
日本	株式	三井不動産	不動産業	6,000	1,455.00	8,730,000	1,190.00	7,140,000			2.03
日本	株式	凸版印刷	その他製品	11,000	644.00	7,084,000	615.00	6,765,000			1.92
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	2,600	2,870.00	7,462,000	2,435.00	6,331,000			1.80
日本	株式	石油資源開発	鉱業	1,500	3,640.00	5,460,000	4,220.00	6,330,000			1.80
日本	株式	リコー	電気機器	5,000	1,001.00	5,005,000	1,119.00	5,595,000			1.59
日本	株式	きんでん	建設業	7,000	760.00	5,320,000	798.00	5,586,000			1.58
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,500	3,910.00	5,865,000	3,650.00	5,475,000			1.55
日本	株式	損害保険ジャパン	保険業	9,000	555.00	4,995,000	574.00	5,166,000			1.47
日本	株式	日本精工	機械	17,000	326.00	5,542,000	295.00	5,015,000			1.42
日本	株式	ミニストップ	小売業	3,000	1,893.64	5,680,920	1,639.00	4,917,000			1.40
日本	株式	アークランドサカモト	小売業	4,600	935.00	4,301,000	1,012.00	4,655,200			1.32
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,500	2,900.00	4,350,000	2,925.00	4,387,500			1.24
日本	株式	日立物流	陸運業	3,500	1,252.00	4,382,000	1,127.00	3,944,500			1.12
日本	株式	日新電機	電気機器	9,000	400.95	3,608,550	404.00	3,636,000			1.03
日本	株式	三社電機製作所	電気機器	6,000	515.00	3,090,000	582.00	3,492,000			0.99
日本	株式	麒麟ホールディングス	食料品	3,000	1,130.00	3,390,000	1,145.00	3,435,000			0.97
日本	株式	クボタ	機械	6,000	584.00	3,504,000	498.00	2,988,000			0.85

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	64.48
国債証券	17.00
合計	81.49

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### c. 投資株式の業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	鉱業	1.80
		建設業	6.13
		食料品	0.97
		医薬品	0.84
		ゴム製品	2.79
		鉄鋼	2.44

	機械	5.71
	電気機器	5.01
	輸送用機器	1.24
	その他製品	1.92
	電気・ガス業	7.00
	陸運業	4.96
	卸売業	4.40
	小売業	7.64
	銀行業	1.55
	保険業	8.06
	不動産業	2.03
合計		64.48

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
第1期計算期間末 (平成15年12月19日)	(分配付)	1,244,719,847	(分配付)	1.0008
	(分配落)	1,244,719,847	(分配落)	1.0008
第2期計算期間末 (平成16年12月20日)	(分配付)	1,122,152,182	(分配付)	1.0618
	(分配落)	1,058,744,182	(分配落)	1.0018
第3期計算期間末 (平成17年12月19日)	(分配付)	1,606,240,710	(分配付)	1.0092
	(分配落)	1,598,282,404	(分配落)	1.0042
第4期計算期間末 (平成18年12月19日)	(分配付)	1,065,692,274	(分配付)	0.9143
	(分配落)	1,065,692,274	(分配落)	0.9143
第5期計算期間末 (平成19年12月19日)	(分配付)	585,015,977	(分配付)	0.9741
	(分配落)	585,015,977	(分配落)	0.9741
第6期計算期間末 (平成20年12月19日)	(分配付)	401,174,037	(分配付)	0.9289
	(分配落)	401,174,037	(分配落)	0.9289
平成20年 1月末日		538,007,365		0.9602
2月末日		494,959,560		0.9372
3月末日		479,331,424		0.9371
4月末日		464,469,447		0.9258
5月末日		460,782,183		0.9336
6月末日		450,739,786		0.9312
7月末日		447,003,813		0.9360

8月末日	429,366,934	0.9111
9月末日	421,487,266	0.9081
10月末日	418,726,314	0.9280
11月末日	402,348,525	0.9260
12月末日	398,018,859	0.9261
平成21年 1月末日	352,467,035	0.9323

## 【分配の推移】

期 間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間(平成14年12月20日～平成15年12月19日)	0.0000
第2期計算期間(平成15年12月20日～平成16年12月20日)	0.0600
第3期計算期間(平成16年12月21日～平成17年12月19日)	0.0050
第4期計算期間(平成17年12月20日～平成18年12月19日)	0.0000
第5期計算期間(平成18年12月20日～平成19年12月19日)	0.0000
第6期計算期間(平成19年12月20日～平成20年12月19日)	0.0000

## 【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期計算期間(平成14年12月20日～平成15年12月19日)	0.1
第2期計算期間(平成15年12月20日～平成16年12月20日)	6.1
第3期計算期間(平成16年12月21日～平成17年12月19日)	0.7
第4期計算期間(平成17年12月20日～平成18年12月19日)	9.0
第5期計算期間(平成18年12月20日～平成19年12月19日)	6.5
第6期計算期間(平成19年12月20日～平成20年12月19日)	4.6

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

## 第二部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成14年12月20日 投資信託契約締結、本ファンドの設定、運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

本ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 1) 申込手続

- (イ) 本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行います。
- (ロ) 取得申込みは、申込期間における毎営業日に、本邦にある指定販売会社の本支店・出張所等で受け付けます。
- (ハ) 取得申込みの受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時（わが国の取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。
- (ニ) 申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、取得申込者は指定販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を別途締結します。なお、指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、指定販売会社によって取扱いコースが異なる場合があります。指定販売会社の取扱いコースについては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

なお、指定販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には指定販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決めを行うものとし、

- (ホ) 本ファンドの受益権の販売価格は、取得申込受付日の基準価格とします。基準価格に関する投資家の皆様による照会方法等につきましては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記（ニ）に記載されている先と同じです。
- (ヘ) 申込代金の払込みについては、指定販売会社が指定する期日までに申込みの指定販売会社に支払うものとし、
- (ト) 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取

得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

## 2) 申込単位

申込単位については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

(なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時(わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午)とします。)

## 3) 申込手数料

(イ) 申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込受付日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。本書提出日現在の申込手数料率の上限は3.15%(税抜3.00%)です。

申込手数料については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

(なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時(わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午)とします。)

(ロ) 「償還乗換え」により本ファンドの取得申込みをする場合は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。)で取得する部分については無手数料(本書提出日現在)で申込みを受け付けます。申込金額が償還金額を超える場合、超過部分の金額については、前記(イ)に定める申込手数料率を上限として指定販売会社が定める料率により計算された手数料をお支払いいただきます。指定販売会社によっては「償還乗換え」の取扱いを行わない場合があります。「償還乗換え」の取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記(イ)に記載されている先と同じです。

(ハ) 指定販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った当該指定販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該指定販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取に係る売却代金またはご解約金をもって、当該指定販売会社が別に定める期間以内に、本ファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を、前記(イ)に定める申込手数料率を上限として独自に定めることができます。指定販売会社によっては当該取扱いを行わない場合があります。当該取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記(イ)に記載されている先と同じです。

(ニ) 自動けいぞく投資契約にもとづき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

## 2【換金(解約)手続等】

### 1) 受益権の買取請求

本ファンドのご換金の方法は、ご解約の請求のほか受益権の買取の方法によることができます。ただし、受益権の買取は指定販売会社によっては行わない場合がありますので、詳細については指定販売会社にお問い合わせください。

## 2) 受益権のご解約の請求

本ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われ

ます。  
なお、換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

- (イ) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者にご解約の請求をすることができます。ご解約の請求の受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時（わが国の取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。
- (ロ) 受益者が前記（イ）のご解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- (ハ) 委託者は、前記（イ）のご解約の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (ニ) ご解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として控除した価額（解約価額）とします。

解約価額 = 解約請求受付日の基準価額 - 信託財産留保金

= 解約請求受付日の基準価額 - (解約請求受付日の基準価額 × 0.3%)

- (ホ) ご解約の受取金額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた額（解約代金）となります。
- (ヘ) 解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して4営業日目から指定販売会社において支払います。

- (ト) 委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前記（イ）によるご解約の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けたご解約の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ) 前記（ト）により、ご解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権のご解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご解約の請求を受け付けたものとして、前記（ニ）の規定に準じて計算された価額とします。
- (リ) 解約単位および解約価額に関する投資家の皆様による照会方法等につきましては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

< お問い合わせ先 >

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ： <http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する有価証券（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）、金融商品等のすべての資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除し

た純資産総額を、基準価額計算日における受益権総口数で除した1口当たり純資産価額をいいます。なお、投資信託財産に属する有価証券等の資産の時価評価は、原則として法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

[主要な投資対象の評価方法]

・わが国の取引所に上場されている株式

原則として本ファンドの基準価額計算日の当該取引所における最終相場で評価するものとします。

なお、ジャスダック証券取引所上場株式は、本ファンドの基準価額計算日におけるジャスダック証券取引所が発表する基準値段で評価するものとします。

・信用取引

原則として本ファンドの基準価額計算日の当該信用取引に係る銘柄の取引所における最終相場で評価するものとします。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は、委託者の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額に関する投資者による照会方法等

基準価額は、委託者および指定販売会社で入手できます。投資家の皆様による照会方法等につきましては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

(なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時(わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午)とします。)

なお、基準価額は、翌日の日本経済新聞に表記を「エルエス」として掲載されます。ただし、表示は1万口当たりに換算した価額で行われます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は、平成14年12月20日から、投資信託約款第4条の規定による信託終了の日までとします。(原則無期限)

(4) 【計算期間】

本ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月20日から翌年12月19日までとします。ただし、当該計算期間終了の該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) 信託の終了

(イ) (a) 委託者は、投資信託約款に定める信託終了前に、受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合もしくはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行

いません。

(c)前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(d)前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託契約の解約をしません。

(e)委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(f)前記(c)から(e)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ)委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ハ)委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、後記「2)投資信託約款の変更(イ)(d)」に該当する場合を除き、この信託はその委託者と受託者との間において存続します。

(ニ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 2)投資信託約款の変更

(イ)(a)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(b)委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c)前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(d)前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託約款の変更をしません。

(e)委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ)委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記(イ)に記載されている手続きにしたがいます。

## 3)指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の更改等に関する手続

指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、同一条件にて自動的に1年間更新され、以後も同様とします。期間の途中において必要あるときは、契約の一部を変更す

ることができます。

#### 4)運用報告書

委託者は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

#### 5)信託事務処理の再信託

受託者は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類にもとづいて所定の事務を行います。

## 2【受益者の権利等】

本ファンドの受益者が有する主な権利は以下の通りです。なお、本ファンドの受益権の1口当たり投資信託財産持分は、すべて均等かつ同一であり、取得申込日の前後等により受益者間で1口当たり持分の差異が生じることはありません。

### 1)収益分配金請求権

受益者は、委託者が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。収益分配金の支払いは指定販売会社の営業所等において行います。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属するものとします。

### 2)償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。償還金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行われます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

### 3)換金請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、ご解約の請求をすること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

### 4)反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

### 5)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託者に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

なお、受益者には、議決権、受益者集会の権利はありません。

## 第4【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）

並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成18年12月20日から平成19年12月19日まで)及び第6期計算期間(平成19年12月20日から平成20年12月19日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

### 住信 LSオープン

#### (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (平成19年12月19日現在)	第6期 (平成20年12月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	36,081,096	19,288,683
株式	386,831,600	248,229,800
国債証券	139,630,598	89,837,163
信用取引預け金	372,746,279	284,151,765
未収配当金		15,000
未収利息	475	90
その他未収収益		34,191
流動資産合計	935,290,048	641,556,692
資産合計	935,290,048	641,556,692
負債の部		
流動負債		
信用売証券	342,382,200	230,205,600
未払金		4,952,448
未払解約金	1,310,580	461,850
未払受託者報酬	341,156	225,064
未払委託者報酬	5,117,254	3,376,007
その他未払費用	1,122,881	1,161,686
流動負債合計	350,274,071	240,382,655
負債合計	350,274,071	240,382,655
純資産の部		
元本等		
元本	600,573,744	431,867,317

剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	15,557,767	30,693,280
元本等合計	585,015,977	401,174,037
純資産合計	585,015,977	401,174,037
負債純資産合計	935,290,048	641,556,692

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期 (自平成18年12月20日 至平成19年12月19日)	第6期 (自平成19年12月20日 至平成20年12月19日)
営業収益		
受取配当金	8,059,800	5,642,800
受取利息	1,689,619	776,246
有価証券売買等損益	63,496,188	17,348,241
その他収益	1,898,943	1,584,159
営業収益合計	75,144,550	9,345,036
営業費用		
受託者報酬	817,934	488,436
委託者報酬	12,268,808	7,326,588
その他費用	9,249,253	7,593,680
営業費用合計	22,335,995	15,408,704
営業利益又は営業損失( )	52,808,555	24,753,740
経常利益又は経常損失( )	52,808,555	24,753,740
当期純利益又は当期純損失( )	52,808,555	24,753,740
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	17,245,143	5,556,813
期首剰余金又は期首欠損金( )	99,849,676	15,557,767
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,990,641	5,085,498
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,990,641	5,085,498
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,262,144	1,024,084
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,262,144	1,024,084
分配金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	15,557,767	30,693,280

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	<p style="text-align: center;">第5期 (自 平成18年12月20日 至 平成19年12月19日)</p>	<p style="text-align: center;">第6期 (自 平成19年12月20日 至 平成20年12月19日)</p>
<p>1.資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2.収益及び費用の計上基準</p>	<p>(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2)国債証券 移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価評価しております。時価評価にあたっては、証券会社、銀行等の提示する価格、価格情報会社の提供する価格又は業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3)信用売証券 個別法に基づき、時価評価しております。</p> <p>受取配当金 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。ただし、平成19年6月30日以前に計上した受取配当金については、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 受取配当金は、従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として、配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。 この変更による損益への影響額はありません。</p>	<p>(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2)国債証券 移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価格、価格情報会社の提供する価格又は業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3)信用売証券 同左</p> <p>受取配当金 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

	第 5 期 (平成19年12月19日現在)	第 6 期 (平成20年12月19日現在)								
1. 期首元本額	1,165,541,950円	600,573,744円								
期中追加設定元本額	19,715,545円	16,229,811円								
期中一部解約元本額	584,683,751円	184,936,238円								
期末元本額	600,573,744円	431,867,317円								
2. 担保資産	信用取引に係る保証金の代用として担保に提供している資産は次の通りであります。	信用取引に係る保証金の代用として担保に提供している資産は次の通りであります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担保資産</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式</td> <td>331,303,600円</td> </tr> </tbody> </table>	担保資産	金額	株式	331,303,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担保資産</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式</td> <td>204,328,000円</td> </tr> </tbody> </table>	担保資産	金額	株式	204,328,000円
担保資産	金額									
株式	331,303,600円									
担保資産	金額									
株式	204,328,000円									
3. 元本の欠損	純資産額は、元本を15,557,767円下回っております。	純資産額は、元本を30,693,280円下回っております。								
4. 計算期間末日における受益権の総数	600,573,744口	431,867,317口								

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第5期 (自平成18年12月20日 至平成19年12月19日)	第6期 (自平成19年12月20日 至平成20年12月19日)
分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益(7,146,116円)、経費控除後繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、分配準備積立金(0円)及び収益調整金(88,199円)より、分配対象収益は7,234,315円(1万口当たり120円45銭)でしたが、分配は見送りとさせていただきますました。	計算期間末における経費控除後の配当等収益(0円)、経費控除後繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(266,193円)及び分配準備積立金(5,215,546円)より、分配対象収益は5,481,739円(1万口当たり126円93銭)であります。分配は見送りとさせていただきますました。

## (有価証券に関する注記)

第5期(平成19年12月19日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	386,831,600	25,764,061
国債証券	139,630,598	0
資産合計	526,462,198	25,764,061
信用売証券	342,382,200	75,450,250
負債合計	342,382,200	75,450,250

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、決算日現在の評価換え額です。

第6期(平成20年12月19日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	248,229,800	73,570,295
国債証券	89,837,163	0
資産合計	338,066,963	73,570,295
信用売証券	230,205,600	46,192,629
負債合計	230,205,600	46,192,629

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、決算日現在の評価換え額です。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

第5期 (自 平成18年12月20日 至 平成19年12月19日)	第6期 (自 平成19年12月20日 至 平成20年12月19日)
該当事項はありません。	同左

取引の時価等に関する事項

第 5 期 (平成19年12月19日現在)	第 6 期 (平成20年12月19日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期 (自 平成18年12月20日 至 平成19年12月19日)	第6期 (自 平成19年12月20日 至 平成20年12月19日)
当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っていません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っていません。	同左

(1口当たり情報)

第 5 期 (平成19年12月19日現在)	第 6 期 (平成20年12月19日現在)
1口当たり純資産額 = 0.9741円	1口当たり純資産額 = 0.9289円

## (4)【附属明細表】(平成20年12月19日現在)

## 1)有価証券明細表

## 株式

銘柄	株数 (株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
石油資源開発	1,500	3,640.00	5,460,000	代用有価証券で 1,500株 担保差入
大林組	18,000	521.00	9,378,000	代用有価証券で 14,000株 担保差入
関電工	4,000	657.00	2,628,000	代用有価証券で 4,000株 担保差入
きんでん	7,000	760.00	5,320,000	代用有価証券で 7,000株 担保差入
キリンホールディングス	3,000	1,130.00	3,390,000	代用有価証券で 2,000株 担保差入
武田薬品工業	700	4,420.00	3,094,000	代用有価証券で 500株 担保差入
ブリヂストン	8,000	1,297.00	10,376,000	代用有価証券で 8,000株 担保差入
住友ゴム工業	1,000	805.00	805,000	代用有価証券で 1,000株 担保差入
新日本製鐵	32,000	293.00	9,376,000	代用有価証券で 32,000株 担保差入
S M C	200	8,480.00	1,696,000	代用有価証券で 200株 担保差入
クボタ	6,000	584.00	3,504,000	代用有価証券で 6,000株 担保差入
日本精工	17,000	326.00	5,542,000	
日立製作所	8,000	375.00	3,000,000	代用有価証券で 8,000株 担保差入
三菱電機	9,000	536.00	4,824,000	代用有価証券で 9,000株 担保差入
日新電機	6,000	399.00	2,394,000	代用有価証券で 6,000株 担保差入
三社電機製作所	7,000	515.00	3,605,000	代用有価証券で 7,000株 担保差入
小糸製作所	1,000	516.00	516,000	代用有価証券で 1,000株 担保差入
リコー	5,000	1,001.00	5,005,000	代用有価証券で 5,000株 担保差入
トヨタ自動車	1,500	2,900.00	4,350,000	代用有価証券で 1,500株 担保差入
凸版印刷	11,000	644.00	7,084,000	代用有価証券で 11,000株 担保差入
中部電力	3,800	2,705.00	10,279,000	代用有価証券で 3,800株 担保差入
関西電力	6,000	2,590.00	15,540,000	代用有価証券で 6,000株 担保差入
東日本旅客鉄道	16	681,000.00	10,896,000	
日立物流	8,500	1,252.00	10,642,000	代用有価証券で 8,500株 担保差入
住友商事	16,000	733.00	11,728,000	代用有価証券で 16,000株 担保差入
三菱商事	3,600	1,166.00	4,197,600	代用有価証券で 3,600株 担保差入
セブン&アイ・ホールディングス	2,600	2,870.00	7,462,000	
高島屋	2,000	701.00	1,402,000	代用有価証券で 2,000株 担保差入
エイチ・ツー・オー リテイリング	10,000	665.00	6,650,000	代用有価証券で 10,000株 担保差入
アークランドサカモト	6,300	935.00	5,890,500	代用有価証券で 3,300株 担保差入
ミニストップ	3,200	1,865.00	5,968,000	代用有価証券で 3,200株 担保差入
ベルク	10,300	938.00	9,661,400	代用有価証券で 6,300株 担保差入
三井住友フィナンシャルグループ	15	391,000.00	5,865,000	
野村ホールディングス	15,000	699.00	10,485,000	代用有価証券で 15,000株 担保差入
損害保険ジャパン	9,000	555.00	4,995,000	代用有価証券で 9,000株 担保差入
あいおい損害保険	35,000	387.00	13,545,000	代用有価証券で 35,000株 担保差入

東京海上ホールディングス	3,100	2,545.00	7,889,500	代用有価証券で 2,900株 担保差入
三井不動産	6,000	1,455.00	8,730,000	代用有価証券で 6,000株 担保差入
電通	28	180,600.00	5,056,800	
合計			248,229,800	

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第551回政府短期証券	90,000,000	89,837,163	
合計		90,000,000	89,837,163	

## 2)信用取引契約残高明細表

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
国際石油開発帝石	10	5,860,000	
コムシスホールディングス	2,000	1,620,000	
大成建設	1,000	235,000	
清水建設	12,000	6,156,000	
伊藤園	2,000	2,544,000	
エーザイ	1,000	3,700,000	
横浜ゴム	24,000	10,584,000	
住友金属工業	52,000	11,336,000	
オイレス工業	5,000	6,125,000	
ジェイテクト	6,000	3,732,000	
THK	2,000	1,788,000	
東芝	28,000	8,736,000	
安川電機	30,000	10,020,000	
オムロン	100	113,800	
川崎重工業	1,000	185,000	
日産自動車	11,600	3,433,600	
トプコン	1,000	383,000	
オリンパス	3,000	5,475,000	
シチズンホールディングス	1,000	304,000	
大日本印刷	8,000	7,528,000	
東京電力	5,400	15,714,000	
四国電力	2,700	7,911,000	
東海旅客鉄道	16	12,112,000	
日本通運	6,000	2,208,000	
丸紅	36,000	11,304,000	
三井物産	5,000	4,100,000	
ミスミグループ本社	1,000	1,133,000	

J・フロント リテイリング	21,000	8,232,000	
サークルKサンクス	3,400	5,688,200	
木曽路	3,900	7,195,500	
パルコ	8,000	6,304,000	
イオン	5,000	4,320,000	
みずほ信託銀行	34,000	3,706,000	
S B I ホールディングス	50	676,500	
大和証券グループ本社	20,000	10,200,000	
日本興亜損害保険	19,000	11,400,000	
T & D ホールディングス	3,900	12,870,000	
三菱地所	6,000	8,448,000	
博報堂D Yホールディングス	1,500	6,825,000	
合計	372,576	230,205,600	

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成21年1月30日現在)

資産総額	572,724,562 円
負債総額	220,257,527 円
純資産総額( - )	352,467,035 円
発行済数量	378,058,905 口
1口当たり純資産額( / )	0.9323 円

## 第5【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	受益権総口数(口)
第1期計算期間 (平成14年12月20日～平成15年12月19日)	3,798,040,000	2,554,360,000	1,243,680,000
第2期計算期間 (平成15年12月20日～平成16年12月20日)	1,033,700,000	1,220,580,000	1,056,800,000
第3期計算期間 (平成16年12月21日～平成17年12月19日)	1,406,561,226	871,700,000	1,591,661,226
第4期計算期間 (平成17年12月20日～平成18年12月19日)	556,123,098	982,242,374	1,165,541,950
第5期計算期間 (平成18年12月20日～平成19年12月19日)	19,715,545	584,683,751	600,573,744
第6期計算期間 (平成19年12月20日～平成20年12月19日)	16,229,811	184,936,238	431,867,317

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定又は解約の実績はありません。

### 第三部【特別情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (イ) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	3億円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	6,000株
最近5年における資本金の額の増減	なし

###### (ロ) 会社の機構

###### (1) 経営体制

経営の意思決定機関として、取締役会をおきます。3名以上の取締役が、株主総会で選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任します。取締役の選任については、累積投票にはなりません。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとします。

取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定します。また、取締役会の決議により、取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができます。

取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となります。取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会招集の通知は、会日の3日前までに発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

###### (2) 運用体制

###### [ PLAN(計画) ]

ファンドの運用基本方針、運用手法、運用プロセス等は、社長を委員長とし、運用担当役員、営業担当役員、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成される商品委員会において決定されます。

###### [ DO(実行) ]

ファンドの運用計画は、商品委員会において決定された運用基本方針、運用手法、運用プロセス、運用ガイドライン等に則り、各運用部において、ファンドマネジャーによって起案され、各運用部長が決定します。ファンドマネジャーは、運用計画に沿って運用の指図を行います。

売買の執行は、運用部署から独立したトレーディング部署が行います。

###### [ SEE(検証) ]

毎月開催される運用委員会において、ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析を通じて、運用プロダクトのクオリティコントロールを行います。

また、ファンドの信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況の確認、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリングを行う機関として、運用リスク管理委員会を毎月開催します。運用リスク管理委員会は、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長等10名程度で構成されます。

また、法令諸規則等遵守状況は、コンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会は、原則として毎月開催され、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成されます。

なお、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリング、法令諸規則や信託約款等の遵守状況の確認は、運用部署から独立したリスク管理部が行います。（5名程度）  
会社の機構は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年1月30日現在、委託者が運用の指図を行っている証券投資信託（公募）は次のとおりです。

	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	85	628,806
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	85	628,806

## 3【委託会社等の経理状況】

(イ) 委託者の財務諸表は、前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により作成しており、当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、委託者の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条に基づき、同規則並びに、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(ロ) 委託者は、第21期事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれの財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。また、委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度の中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

### (1)【貸借対照表】

科目	注記 番号	第21期 (平成19年3月31日)		第22期 (平成20年3月31日)	
		金額（千円）	構成比 (%)	金額（千円）	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	3	3,537,284		4,809,141	

有価証券			321,507			322,773	
支払委託金							
収益分配金		100	100		-	-	
前払費用			21,892			32,941	
未収委託者報酬			1,166,749			1,075,693	
未収投資顧問料			36,947			-	
未収運用受託報酬			-			48,435	
繰延税金資産			35,614			71,628	
その他			4,030			3,946	
流動資産計			5,124,126	93.6		6,364,560	90.0
固定資産							
有形固定資産	1						
建物		15,227			81,174		
器具備品		31,436	46,663	0.8	59,007	140,181	2.0
無形固定資産							
ソフトウェア		7,338			43,275		
その他無形固定資産		186	7,525	0.1	166	43,441	0.6
投資その他の資産							
投資有価証券		208,567			261,726		
敷金・保証金		73,452			238,033		
会員権		2,500			2,500		
長期前払費用		168			570		
繰延税金資産		12,118			23,832		
その他の投資		1,800	298,606	5.5	285	526,947	7.4
固定資産計			352,795	6.4		710,570	10.0
資産合計			5,476,921	100.0		7,075,130	100.0

科目	注記 番号	第21期 (平成19年3月31日)		第22期 (平成20年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			13,638		14,005
未払金					
未払収益分配金		100		100	
未払手数料	3	557,027		520,902	

その他未払金	3	58,683	615,810		89,745	610,747	
未払費用	3		127,097			158,863	
未払法人税等			311,386			618,530	
未払消費税等			42,968			71,360	
賞与引当金			28,417			59,936	
流動負債計			1,139,318	20.8		1,533,444	21.7
固定負債							
退職給付引当金			17,951			44,738	
固定負債計			17,951	0.3		44,738	0.6
負債合計			1,157,269	21.1		1,578,182	22.3
（純資産の部）							
株主資本							
資本金	2		300,000	5.5		300,000	4.2
利益剰余金							
利益準備金		41,500			44,500		
その他利益剰余金							
別途積立金		2,100,000			3,100,000		
繰越利益剰余金		1,878,111			2,054,686		
利益剰余金合計			4,019,611	73.4		5,199,186	73.5
株主資本合計			4,319,611	78.9		5,499,186	77.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			40			2,238	
評価・換算差額等合計			40	0.0		2,238	0.0
純資産合計			4,319,652	78.9		5,496,948	77.7
負債・純資産合計			5,476,921	100.0		7,075,130	100.0

## (2) 【損益計算書】

科目	注記 番号	第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		8,141,317		11,628,333	
投資顧問料		71,394		-	
運用受託報酬		-	8,212,711	105,668	11,734,002
営業費用					
			100.0		100.0

支払手数料	2		4,003,586			5,656,622		
広告宣伝費			241,847			380,399		
公告費			5,087			2,022		
受益証券発行費			3,780			-		
調査費								
調査費			82,278			95,038		
委託調査費			714,692			1,100,389		
図書費			1,951	798,922		2,185	1,197,613	
営業雑経費								
通信費			12,785			11,892		
印刷費			178,453			166,508		
協会費			5,834			8,220		
諸会費			360			456		
情報機器関連費			280,349			364,302		
その他営業雑経費			37,286	515,067		66,519	617,898	
営業費用計				5,568,291	67.8		7,854,556	66.9
一般管理費								
給料								
役員報酬	1		42,754			41,177		
給料・手当			732,618			972,284		
賞与			62,818	838,190		140,354	1,153,815	
退職給付費用				10,360			41,193	
役員退職慰労金				1,660			1,830	
福利費				63,610			107,788	
交際費				2,056			1,943	
旅費交通費				62,420			56,876	
租税公課				21,007			19,959	
不動産賃借料				66,020			139,555	
減価償却費				22,826			37,057	
諸経費				262,321			281,363	
一般管理費計				1,350,474	16.4		1,841,384	15.7
営業利益				1,293,946	15.8		2,038,060	17.4
営業外収益								
受取配当金			2,530			2,531		
有価証券利息			776			1,582		
受取利息	2		2,556			8,213		
投資有価証券売却益			2,410			88		
その他			3,252	11,525	0.1	3,682	16,099	0.1
営業外費用								
支払保証料	2		124			125		
固定資産除却損			1,807			-		
その他			65	1,997	0.0	7	133	0.0
経常利益				1,303,473	15.9		2,054,026	17.5
特別損失								
減損損失			1,358	1,358	0.0	13,397	13,397	0.1
税引前当期純利益				1,302,115	15.9		2,040,628	17.4
法人税、住民税及び事業税			524,737			877,218		
法人税等調整額			2,666	522,071	6.4	46,164	831,053	7.1
当期純利益				780,044	9.5		1,209,574	10.3

## (3)【株主資本等変動計算書】

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

項目	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
前期末残高（千円）	300,000	38,500	2,100,000	1,131,067	3,269,567	3,569,567
当期変動額						
剰余金の配当		3,000		33,000	30,000	30,000
当期純利益				780,044	780,044	780,044
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計（千円）	-	3,000	-	747,044	750,044	750,044
当期末残高（千円）	300,000	41,500	2,100,000	1,878,111	4,019,611	4,319,611

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
前期末残高（千円）	11	11	3,569,579
当期変動額			
剰余金の配当			30,000
当期純利益			780,044
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	28	28	28
当期変動額合計（千円）	28	28	750,072
当期末残高（千円）	40	40	4,319,652

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

項目	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
前期末残高（千円）	300,000	41,500	2,100,000	1,878,111	4,019,611	4,319,611
当期変動額						
剰余金の配当		3,000		33,000	30,000	30,000
当期純利益				1,209,574	1,209,574	1,209,574
別途積立金の積立			1,000,000	1,000,000	-	-

株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計(千円)	-	3,000	1,000,000	176,574	1,179,574	1,179,574
当期末残高(千円)	300,000	44,500	3,100,000	2,054,686	5,199,186	5,499,186

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
前期末残高(千円)	40	40	4,319,652
当期変動額			
剰余金の配当			30,000
当期純利益			1,209,574
別途積立金の積立			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,278	2,278	2,278
当期変動額合計(千円)	2,278	2,278	1,177,296
当期末残高(千円)	2,238	2,238	5,496,948

## 重要な会計方針

期別	第21期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価 基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>決算末日の市場価格等に基づく時価法によ ております。(評価差額は、全部純資産直入法に より処理し、売却原価は、移動平均法により算定 しております。)</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>同 左</p> <p>時価のないもの</p> <p>同 左</p>
2 固定資産の減価 償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。</p>	<p>有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正( (所得税法等の一部を改正す る法律 平成19年 3月30日 法律第 6号) 及び(法 人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3 月30日 政令第83号) ) に伴い、平成19年 4月 1日 以降に取得したのものについては、改正後の法人税 法に基づく方法に変更しております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であり ます。</p> <p>(追加情報)</p>

	<p>無形固定資産</p> <p>定額法によっております。</p> <p>ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産</p> <p>同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>同左</p>

#### 会計方針の変更

第21期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等</p> <p>当期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,319,652千円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当会計期間における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	-

#### 表示方法の変更

第21期	第22期

(自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	(自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
-	<p>金融商品取引法の施行に伴い、表示科目をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」として表示しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」として表示しております。</p>

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第21期 (平成19年3月31日)	第22期 (平成20年3月31日)												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 物</td> <td style="text-align: right;">13,007千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">37,299千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">50,307千円</td> </tr> </table>	建 物	13,007千円	器具備品	37,299千円	計	50,307千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 物</td> <td style="text-align: right;">5,783千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">63,941千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">69,724千円</td> </tr> </table>	建 物	5,783千円	器具備品	63,941千円	計	69,724千円
建 物	13,007千円												
器具備品	37,299千円												
計	50,307千円												
建 物	5,783千円												
器具備品	63,941千円												
計	69,724千円												
<p>2 授權株式数及び発行済株式総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">授權株式数</td> <td style="text-align: right;">24,000株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">発行済株式総数</td> <td style="text-align: right;">6,000株</td> </tr> </table>	授權株式数	24,000株	発行済株式総数	6,000株	<p>2 -</p>								
授權株式数	24,000株												
発行済株式総数	6,000株												
<p>3 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">2,949,946千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">475,086千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">102,511千円</td> </tr> </table>	預金	2,949,946千円	未払手数料	475,086千円	未払費用	102,511千円	<p>3 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">3,075,396千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">455,445千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">152,424千円</td> </tr> </table>	預金	3,075,396千円	未払手数料	455,445千円	未払費用	152,424千円
預金	2,949,946千円												
未払手数料	475,086千円												
未払費用	102,511千円												
預金	3,075,396千円												
未払手数料	455,445千円												
未払費用	152,424千円												

## (損益計算書関係)

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 役員報酬の範囲額</p> <p style="padding-left: 20px;">取締役報酬限度額(年額) 50,000千円</p>	<p>1 -</p>

監査役報酬限度額(年額) 20,000千円	
2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 3,624,507千円	2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 5,362,458千円 受取利息 6,195千円 支払保証料 125千円

## (株主資本等変動計算書関係)

## 第21期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	当期末
普通株式(株)	6,000	-	-	6,000

## 2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

## 3. 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成18年3月31日	平成18年6月30日

## 4. 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月29日

## 第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	当期末
普通株式(株)	6,000	-	-	6,000

## 2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

## 3. 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	------------	-------------	-----	-------

平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月29日
----------------------	------	--------	-------	------------	------------

#### 4. 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	5,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

#### (リ - ス取引関係)

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

#### (有価証券関係)

#### 第21期(平成19年3月31日)

##### 1. 時価のある有価証券

区分	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
その他有価証券 その他	9,000	9,067	67
計	9,000	9,067	67

##### 2. 当期中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
52,410	2,410	-

##### 3. 時価評価されていない主な有価証券

区分	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	199,500
MMF	321,507
計	521,007

##### 4. その他有価証券のうち満期があるもの

該当事項はありません。

#### 第22期(平成20年3月31日)

## 1. 時価のある有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
その他有価証券 その他	66,000	62,226	3,774
計	66,000	62,226	3,774

## 2. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
4,088	88	-

## 3. 時価評価されていない主な有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	199,500
MMF	322,773
計	522,273

## 4. その他有価証券のうち満期があるもの

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

## (退職給付関係)

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務及びその他に関する事項 退職給付債務 17,951千円 退職給付引当金 17,951千円</p> <p>(1) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 (2) 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務及びその他に関する事項 退職給付債務 44,738千円 退職給付引当金 44,738千円</p> <p>(1) 同左 (2) 同左</p>

<p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 10,360千円</p> <p>(1) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>(2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額2,907千円を含んでおります。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算基礎 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。</p>	<p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 41,193千円</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額9,051千円を含んでおります。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算基礎 同左</p>
--	---

## (税効果会計関係)

第21期 (平成19年3月31日)	第22期 (平成20年3月31日)																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">未払事業税</td><td style="text-align: right;">24,051千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">11,562千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">7,304千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">6,200千円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産 小計</td><td style="text-align: right;">49,118千円</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">1,358千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 計</td><td style="text-align: right;">47,760千円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">27千円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金負債 計</td><td style="text-align: right;">27千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">47,732千円</td></tr> </table>	未払事業税	24,051千円	賞与引当金損金算入限度超過額	11,562千円	退職給付引当金損金算入限度超過額	7,304千円	その他	6,200千円	<hr/>		繰延税金資産 小計	49,118千円	評価性引当金	1,358千円	繰延税金資産 計	47,760千円	その他有価証券評価差額金	27千円	<hr/>		繰延税金負債 計	27千円	繰延税金資産の純額	47,732千円	<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">未払事業税</td><td style="text-align: right;">47,126千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">24,388千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">18,203千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">5,742千円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産 合計</td><td style="text-align: right;">95,460千円</td></tr> </table>	未払事業税	47,126千円	賞与引当金損金算入限度超過額	24,388千円	退職給付引当金損金算入限度超過額	18,203千円	その他	5,742千円	<hr/>		繰延税金資産 合計	95,460千円
未払事業税	24,051千円																																				
賞与引当金損金算入限度超過額	11,562千円																																				
退職給付引当金損金算入限度超過額	7,304千円																																				
その他	6,200千円																																				
<hr/>																																					
繰延税金資産 小計	49,118千円																																				
評価性引当金	1,358千円																																				
繰延税金資産 計	47,760千円																																				
その他有価証券評価差額金	27千円																																				
<hr/>																																					
繰延税金負債 計	27千円																																				
繰延税金資産の純額	47,732千円																																				
未払事業税	47,126千円																																				
賞与引当金損金算入限度超過額	24,388千円																																				
退職給付引当金損金算入限度超過額	18,203千円																																				
その他	5,742千円																																				
<hr/>																																					
繰延税金資産 合計	95,460千円																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																																				

## (持分法損益等)

第21期 (平成19年3月31日)	第22期 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## (関連当事者との取引)

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

## （1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	住友信託銀行（株）	大阪市中央区	287,517	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	兼任 1人	営業上の取引	投信販売 代行手数料	3,624,046	未払手数料	475,086
								投資助言費用 の支払	566,675	未払費用	102,511

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

## （2）役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## （3）子会社等

該当事項はありません。

## （4）兄弟会社等

該当事項はありません。

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

## （1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	住友信託銀行（株）	大阪市中央区	287,537	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	兼任 1人	営業上の取引	投信販売 代行手数料	5,362,458	未払手数料	455,445
								投資助言費用 の支払	846,909	その他 未払金	318
										未払費用	152,424

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## (3) 子会社等

該当事項はありません。

## (4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	719,942円02銭	1株当たり純資産額	916,158円04銭
1株当たり当期純利益	130,007円35銭	1株当たり当期純利益	201,595円78銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		同左	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益	780,044千円	1,209,574千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	780,044千円	1,209,574千円
期中平均株式数	6,000株	6,000株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間貸借対照表

(単位：千円)

第23期中間会計期間末

(平成20年9月30日)

資産の部

流動資産	
現金及び預金	4,781,352
有価証券	323,421
未収委託者報酬	993,681
未収運用受託報酬	45,311
繰延税金資産	50,319
その他	59,681
流動資産合計	6,253,769
固定資産	
有形固定資産	
建物	73,207
器具備品	51,738
有形固定資産合計	124,945
無形固定資産	42,276
投資その他の資産	
投資有価証券	315,696
敷金・保証金	238,033
繰延税金資産	35,747
その他	647
投資その他の資産合計	590,124
固定資産合計	757,346
資産合計	7,011,115
負債の部	
流動負債	
未払金	560,159
未払費用	143,728
未払法人税等	269,241
賞与引当金	71,188
その他	35,949
流動負債合計	1,080,267
固定負債	
退職給付引当金	64,692
固定負債合計	64,692
負債合計	1,144,959

(単位：千円)

第23期中間会計期間末

（平成20年9月30日）

純資産の部	
株主資本	
資本金	300,000
利益剰余金	
利益準備金	47,500
その他利益剰余金	
別途積立金	4,100,000
繰越利益剰余金	1,431,587
利益剰余金合計	5,579,087
株主資本合計	
	5,879,087
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	12,931
評価・換算差額等合計	12,931
純資産合計	5,866,156
負債純資産合計	7,011,115

## 中間損益計算書

（単位：千円）

	第23期中間会計期間	
	（自 平成20年4月1日	
	至 平成20年9月30日）	
営業収益		
委託者報酬		5,437,330
運用受託報酬		52,353
営業収益合計		5,489,683
営業費用		
一般管理費	1	1,080,015
営業利益		678,296
営業外収益	2	13,763
営業外費用		1,146
経常利益		690,912
税引前中間純利益		690,912
法人税、住民税及び事業税		264,281
法人税等調整額		16,729
法人税等合計		281,011
中間純利益		409,901

## 中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第23期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
株主資本	
資本金	
前期末残高	300,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	300,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	44,500
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,000
当中間期変動額合計	3,000
当中間期末残高	47,500
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	3,100,000
当中間期変動額	
別途積立金の積立	1,000,000
当中間期変動額合計	1,000,000
当中間期末残高	4,100,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,054,686
当中間期変動額	
剰余金の配当	33,000
中間純利益	409,901
別途積立金の積立	1,000,000
当中間期変動額合計	623,098
当中間期末残高	1,431,587
利益剰余金合計	
前期末残高	5,199,186
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	409,901
当中間期変動額合計	379,901
当中間期末残高	5,579,087
株主資本合計	
前期末残高	5,499,186
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000

中間純利益	409,901
当中間期変動額合計	379,901
当中間期末残高	5,879,087
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	2,238
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	10,693
当中間期変動額合計	10,693
当中間期末残高	12,931
評価・換算差額等合計	
前期末残高	2,238
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	10,693
当中間期変動額合計	10,693
当中間期末残高	12,931
純資産合計	
前期末残高	5,496,948
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	409,901
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	10,693
当中間期変動額合計	369,207
当中間期末残高	5,866,156

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>第23期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）</p>
<p>1．資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <p>    その他有価証券</p> <p>        時価のあるもの</p> <p>            中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法によっております。             （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）</p> <p>        時価のないもの</p> <p>            移動平均法による原価法によっております。</p> <p>2．固定資産の減価償却の方法</p>

## (1) 有形固定資産

定率法によっております。

## (2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

## 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

## 第23期中間会計期間

（自 平成20年4月1日

至 平成20年9月30日）

## リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。

注記事項

## (中間貸借対照表関係)

## 第23期中間会計期間末

（平成20年9月30日）

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

建 物

14,910千円

	器具備品	78,738千円
	計	93,649千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。		

## (中間損益計算書関係)

第23期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		
1	減価償却実施額	
	有形固定資産	23,924千円
	無形固定資産	4,996千円
2	営業外収益の主要項目	
	受取利息	6,925千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第23期中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	6,000	-	-	6,000

## 2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

## 3. 当中間会計期間中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

## 4. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

## (リ - ス取引関係)

第23期中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

## (有価証券関係)

## 第23期中間会計期間末（平成20年9月30日）

## 1．時価のある有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
その他有価証券			
その他	138,000	116,196	21,803
計	138,000	116,196	21,803

## 2．時価評価されていない主な有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	199,500
MMF	323,421
計	522,921

## （デリバティブ取引関係）

第23期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

第23期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
1株当たり純資産額	977,692円69銭
1株当たり中間純利益	68,316円89銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第23期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
1株当たり中間純利益	68,316円89銭
中間純利益	409,901千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	409,901千円

期中平均株式数	6,000株
---------	--------

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

（イ）委託者の定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（ロ）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者および本ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)住友信託銀行株式会社（「受託者」および「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 287,537百万円

事業の内容

銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）にもとづき信託業務を営んでいます。

(2)岡三証券株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 5,000百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 丸三証券株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 10,000百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(4) 水戸証券株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 12,272百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(5) SMBCフレンド証券株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 27,270百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(6) 東海東京証券株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 36,000百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(7) オリックス証券株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 3,000百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(8) 日興コーディアル証券株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 100,000百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(9) イーバンク銀行株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 50,002百万円

事業の内容

銀行法にもとづき、銀行業を営んでいます。

## 2 【関係業務の概要】

(1) 「受託者」は、以下の業務を行います。

投資信託財産の保管・管理

投資信託財産の計算

投資信託財産に関する報告書の作成

その他上記の業務に付随する業務

(2) 「指定販売会社」は、以下の業務を行います。

受益権の募集・販売の取扱い

追加設定の申込受付事務

受益者に対する収益分配金の再投資事業

受益者に対する一部解約等の事務

受益者に対する受益権の買取

受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務

受益者に対する運用報告書の交付

その他上記の業務に付随する業務

指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。指定販売会社が引き受ける業務については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

### 3【資本関係】

受託者および指定販売会社である住友信託銀行株式会社は、委託者である住信アセットマネジメント株式会社の株式を1,800株保有しております。（発行済株式総数に対する比率は30%です。）

その他の上記関係法人与委託者との間に資本関係はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

資本金の額：51,000百万円（平成20年9月末日現在）

業務の概要：銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にもとづき信託業務を営んでいます。

### 第3【参考情報】

本ファンドについては、当該計算期間において次の書類を提出しています。

提出年月日	書類名
平成20年3月10日	有価証券報告書
平成20年3月10日	有価証券届出書
平成20年9月9日	半期報告書
平成20年9月9日	有価証券届出書の訂正届出書

## 独立監査人の監査報告書

平成21年2月13日

住信アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 白川 芳樹  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている住信LSオープンの平成19年12月20日から平成20年12月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信LSオープンの平成20年12月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

住信アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 白川 芳樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 白川 芳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年1月25日

住信アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 白川 芳樹  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている住信LSオープンの平成18年12月20日から平成19年12月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信LSオープンの平成19年12月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成19年 6月29日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	河合 利 治	印
----------------	-------	--------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	白川 芳 樹	印
----------------	-------	--------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。